

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 17 日

公害補償給付事務担当者 殿

環境省大臣官房環境保健部
環境保健企画管理課保健業務室長

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた
公害健康被害の補償等に関する法律の認定更新の取扱いについて

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定による「認定の更新」の審査は、公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成 13 年 5 月 24 日環企第 587 号環境省総合環境政策局環境保健部長通知）別添第 1 章第 1 に基づき、「申請者の当該疾病についての所要の医学的検査結果等に基づき行うもの」とされています。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の結果、医学的検査を実施する医療機関の休業等により、医学的検査のための受診が困難になる場合が考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被認定患者への適切な療養及び補償給付の確保に万全を期す観点から、医学的検査については、下記の通りと致しますので、よろしくお取扱いの程、お願いいたします。

記

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の結果、医学的検査を実施する医療機関の休業等により、医学的検査のための受診が困難になる場合においては、認定の更新に当たっての医学的検査の一部又は全部を省略することができるものとする。

なお、医学的検査の一部又は全部が省略された認定の更新の審査に当たっては、法施行規則（昭和 49 年総理府令第 60 号）第 8 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に基づく「健康状態の概要」及び「認定疾病について受けている療養の概要」並びに同条第 2 項に基づく「医師の診断書」等の情報に基づいて行うこととする。